

## 中部小南信号交差点(仮称)南側十字路交差点への信号機設置が困難となった経緯について

複数の要因により設置が困難となっており、理由は以下のとおりです。

### 1 信号機設置の指針にかかる理由

信号機設置の指針において、

赤色信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道幅員が確保できること

という条件があり、南側十字路交差点については南北に走る県道の南側及び東西に走る町道とともに道路幅員が狭く、信号機の設置基準を満たさないため及び信号機の建柱位置がないため。

### 2 代替の通行方法にかかる理由

東西方向を直進したい場合には、北側交差点を利用すればよく、また同交差点の西方 100m先に高架下を南北に移動できる町道があり、多少不便にはなるが動線には支障がないため。

### 3 渋滞回避及び交通流の複雑化にかかる理由

南側十字路交差点に信号機を設置してしまうことで、県道を南方から北方へ進行してきた車両が同交差点を右折することとなった場合に右折車線がないため、後続車両が停止し渋滞を招くおそれがあること、また、右折先となる東側道路も幅員が狭く、東側道路の交差点直近に車両が停止した場合には右折ができない状態になるため。

よって、南側十字路交差点には信号機を設置せず、さらに東西に走る町道から信号待ち車両の間を通過して交差点を直進右折することは、停止車両によって死角ができ、安全確認の不十分による交通事故を誘発することが予想されることから、左折のみを可とする交差点とすることとなっています。